⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

ア　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

イ　上記２⑺に掲げる競争参加資格の要件を申請書等提出時において満たせない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該要件を満たしていなければならない。

⑾　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Jiro Nagoshi Superintendent, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency.

⑵　Classification of the service to be procured : 41.

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Inasato Landbridge and etc.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. 20th January 2010.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 0 : 00 p.m. 9th March 2010 or tenders submitted by mail : 0 : 00 p.m. 9th March 2010 or tenders brought with : 0 : 00 p.m. 9th March 2010.

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency Nishi-1 Kita-2, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido 060―0002, Tel 011―231―3489.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月21日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社

四国支社支社長　梅田　雄康

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37

○第８号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　四国横断自動車道　北島工事（電子入札対象）

⑶　工事場所　自）徳島県鳴門市大代

至）徳島県板野郡北島町中村

⑷　工事内容　本工事は、延長4,964ｍ（土工量約550千㎥）の土木工事である。

⑸　工事概算数量

延長　4,964m

幅員　土工部　10.50m×１

土工量　約550千㎥

横断構造物：Ｃ－ＢＯＸ　13箇所

Ｃ－Ｐ　１箇所

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,020日間

⑺　使用する資機材

砂・砕石　約15千㎥

コンクリート　約14千㎥

鉄筋　約１千ｔ

アスファルト合材　約２千ｔ

⑻　本工事は資料の提出及び入札等を、原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。

⑼　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲について施工する上での技術提案項目に対する技術提案及び適切で確実に施工を行う能力を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行対象工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑿　紙入札方式の場合、上記⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＦＤ又はＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則」（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成21・22年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）又は、客観的事項に係る点数が1,300点以上であり、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　経常建設共同企業体を構成する場合においては、各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑷　平成６年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、共同企業体の場合は構成員の全員が同実績を有すること。）

㋐　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が20万㎥以上の道路の土工工事

ｂ）高速道路または高速道路以外の自専道での車線規制の実績を有すること

ただし、特定建設工事企業体にあっては、特定建設工事企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が10万㎥以上の道路の土工工事

ｂ）高速道路、高速道路以外の自専道または国道での車線規制の実績を有すること

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成６年度以降に下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは上記⑷に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が10万㎥以上の道路の土工工事

ｂ）高速道路、高速道路以外の自専道または国道での車線規制の実績を有すること